

◇ 令和2年度 指定管理者事業評価書

施設名	笠縫まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	19,161,000円	/	18,515,773円	年度当初にセンターが閉館(コロナ対策)となり、管理運営に関する費用に残が生じた。	住み続けたいと願うまちづくりのため、魅力あふれる豊かで住みやすい地域づくりを進める
施設HPアドレス	http://www.machikyousei.jp/kasai/		2年目					
指定管理者名	笠縫学区まちづくり協議会		3年目					
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年目					
評価対象期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日		5年目					

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入) 草津市立地域まちづくりセンター条例第3条に掲げる業務について、各事業を計画および実施する際には前例踏襲ではなく、地域の特色に合わせた事業展開が行えるよう創意工夫を図る。ただし、今年度においては、コロナウイルス感染の拡大により、計画どおりに事業が展開できるのかわからないが、防止対策を講じ創意工夫を図る。		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入) 地域の特色合わせた事業展開を行うことで地域住民の交流の拠点として適正な管理運営に努められた。ただし、コロナ禍の影響もあり、昨年度と比較して貸館件数や利用者数の減少となった。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入) まちづくり協議会の事業全般における事務局支援を行った。コロナ禍により参加の多い高齢者講座は中止した。まち協事業との関連を考え、コロナ対策を講じた上で「人権講座」「健康講座」「防災教室」を開催し好評を得た。安心して気持ちよく利用してもらえるようAEDや防火対象物の点検を毎日行うとともに館内の整理整頓に心掛け、美化環境にも努めた。定期的に事務局会議を行い、職員間の情報共有を図るとともに事務処理の見直し等を行い、スムーズな管理・運営を行うことができた。市政の情報発信について積極的に行った。センターの利用者アンケートでは、ほとんどの方に、好意的に利用していただいている結果となっている。引き続き、利用しやすい施設運営に心掛ける。		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証 (応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域に根ざした文化芸術活動を通じ、本市の文化芸術の振興を図ることが出来る団体は現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、昨年度と比較して貸館件数や利用者数の減少となった。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・笠縫まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 ・市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務（仕様書P3,4）				
評価項目1		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
評価項目1	上半期評価	貸館の受付業務は、使用しようとする日の3か月前から開始し、使用許可については、平等な使用の確保に努めた。新型コロナウイルス感染拡大により、センターの休館や貸館のキャンセルが発生し、使用料の還付が多く発生したが、トラブルも無く適正な事務処理を行うことができた。感染防止対策のため、3密ルールの徹底を呼び掛けた。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適正に実施された。また、コロナ禍において、共有部分の消毒等適切な感染対策に努められた。
	☆☆☆		☆☆☆	
評価項目1	下半期評価	3か月前の貸館の受付ではトラブルもなく、平等な使用の確保に努めた。貸館数や利用者数については、上半期のコロナ禍により減少したが、下半期の後半ではコロナ対策を促しながら昨年並みの利用状況になった。市への報告等については、期限内に適正に対応した。センター内の災害時緊急時の利用者への対応計画に基づき職員間で的確な対応に努める。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、問題なく適正に実施された。貸館業務の利用状況においては、コロナ禍の影響で前年と比較して貸館の利用が減少した。
	☆☆☆		☆☆☆	

施設および備品の維持管理等（仕様書P4～7）				
評価項目2		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
評価項目2	上半期評価	施設の維持管理では、性能を維持するとともに、整理整頓を行い美観に心掛けた。設備機器等の点検等については基準に基づき適正に行った。清掃業務については、日常シルバー人材センターに委託しており、快適な環境を保っている。施設内では、事故等もなく、利用者の安全を守ることができている。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、事故もなく安全な施設管理を行われた。清掃業については、外部業者に委託し、公共施設としても快適な環境を保つよう努められた。
	☆☆☆		☆☆☆	
評価項目2	下半期評価	仕様書に定める点検内容を遵守し、安全な施設管理に努めた。日常の清掃業務は、シルバー人材センターに委託、12月には利用者による特別清掃、2月には施設内の床全面・エアコンフィルター・2階の窓清掃を業者委託し、快適な環境と美観に努めた。AEDおよび防火対象物の自主検査を毎日実施した。センターの防犯・防災対策マニュアルに基づき職員間で共有できるよう指導に努める。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、事故もなく安全な施設管理を行われた。備品等管理業務においては、物品管理台帳を備え、適切に管理できるよう努められた。
	☆☆☆		☆☆☆	

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務（仕様書P7～9）				
評価項目3		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
評価項目3	上半期評価	まちづくり協議会の事務局支援や地域住民からの相談事および市への相談事項の仲介等を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、センター主催の講座等の開催ができなかった。人権教育については、機会づくりの支援に努めたほか、市政情報発信等を実施した。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、住民ニーズに応じた地域情報誌の発行や人権研修など市政情報の発信に努められた。
	☆☆☆		☆☆☆☆	
評価項目3	下半期評価	まち協事業全般において事務局支援を行った。高齢者対象のやすらぎ学級は毎年70名ほどの参加者があることから、コロナの拡大防止を図るため中止とした。他の講座としては、「人権講座」「健康講座」「防災教室」を開催し、いずれも参加者の好評を得た。情報紙や回覧を通じて講座や研修会を案内したり、地域情報を発信した。市政情報の発信に積極的に努めた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、住民ニーズに応じた地域情報誌の発行や人権研修など市政情報の発信に努められた。
	☆☆☆		☆☆☆☆	

経営管理に関する業務（仕様書P9,10）				
評価項目4		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
評価項目4	上半期評価	センターにおいて、月次ごとに管理状況等の把握と確認を行った。経費の収支状況については、四半期ごとの監査の実施により、適正な経理事務を行った。常時の職員配置については適正に行うことができた。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、職員の配置など適正な経営管理に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
評価項目4	下半期評価	経費の収支状況については、四半期ごとの監査の実施により、定期的チェックを受けた。支出においては、執行時毎に状況をチェックすることで、適正な経営管理を行うことができた。常時の職員配置については、適正に行った。市への各種報告等は期限内に報告した。定期的に事務局会議を開催し、課題解決や情報共有を行った。利用者アンケートを実施した。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、職員の配置など適正な経営管理に努められた。また、定期的に事務局会議を開催し、課題解決や情報共有に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	